

# 医業/歯科医業経営コンサルティング

## 自院の強みの磨き上げと弱みの分析

医業経営をされている先生方にとって、保険診療は公定価格で売上単価や一定の患者様が見込まれているからといって、マーケティング活動を考えないで経営をされることは得策とは言えません。アフターコロナを見据えた、店舗設計、店内オペレーション、ホームページの改良やSNSの活用を通じ、先生方の生産性向上と資金確保に向けたコンサルティングを行います。

※ 中小企業経営コンサルティングに準じた手法により、アドバイスさせていただきます。

### 1 医療法人成りの検討

#### 1 医療法人とは

医療法人は都道府県知事の許可を受けて設立する非営利の法人です。営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、開設許可を与えないこととされており(医療法7条)剰余金の配当が禁止されています(医療法54条)。そのような制度下においても、医療法人成りすることは、一定のメリットがあり、特に院長先生の事業資金、プライベート資金の残りが大きく異なってくるケースが多いので、利益(課税所得)が800~1,000万以上出ている個人経営の院長先生は医療法人成りの検討は必須といえるでしょう。



手続きが煩雑な上に長い期間を要します。  
ぜひ、OFBにお任せください!

#### 2 医療法人成りのメリット・デメリット

※ P.8の「図3」をご参照ください。

#### 3 手続きの流れ

一人医師医療法人設立スケジュール(平成29年 大阪府の場合) ※ 各都道府県により設立審査回数や手順が異なりますので、都道府県別に対応致します。

スケジュール	医科診療所		歯科診療所		備考
	平成29年度(1回目)	平成29年度(2回目)	平成29年度(1回目)	平成29年度(2回目)	
1 設立に関する意思表示の登録	5月22日~6月2日	11月中旬~下旬	~6月16日	11月中旬~下旬	電話登録必須
2 設立説明会	6月13日	12月上旬	6月20日	12月上旬	1の意思表示の登録をしなければ参加できない
3 仮受付提出期間	7月10日~28日	1月	~7月28日	1月	申請書(案)を関係機関へ提出
4 仮受付書類の審査	8月中旬~9月下旬	2月上旬~3月中旬	8月中旬~9月下旬	2月上旬~3月中旬	
5 本申請	10月2日	4月2日	10月2日	4月2日	本申請書を関係機関へ提出
6 大阪府医療審議会への諮問	11月中旬~下旬	5月中旬~下旬	11月中旬~下旬	5月中旬~下旬	
7 設立認可	平成30年1月上旬	平成30年7月上旬	平成30年1月上旬	平成30年7月上旬	
8 認可書交付説明会	平成30年1月上旬	平成30年7月上旬	平成30年1月上旬	平成30年7月上旬	
9 法人診療所開設	平成30年3月1日	平成30年9月1日	平成30年3月1日	平成30年9月1日	

### 2 医療法人の事業承継

親族内承継、院長交代の承継、M&Aによって対策が異なりますが、一般の株式会社や有限会社等の事業承継とは異なる点が多くあります。前提として、出資持分がある社団医療法人なのかどうか、患者賠償リスクは無いか等、検討事項は多岐に渡ります。必ず医療法人の事業承継が経験がある専門機関に相談をしましょう。

[ 図3 ] 医療法人化を行う際の税務上のメリット・デメリット ※令和3年3月時点の税制に基づいた情報ですので税制改正が入ると変更になる可能性があります。

チェック	確認事項	メリット	デメリット
	基金の取扱い	—	返還請求できるのは拠出額となるため、儲かっても儲かった部分についてはもらえない。
	利益(剰余財産)の取扱い	医療法人にプールされるため、医療法人事業に費やすことが可能。 →個人と法人の資金を明確に分離し、管理することが可能。	儲け(利益)があっても配当できない。自分の好き勝手に使えない。解散時の剰余財産は国等に帰属し、自分にはもらえない。
	消費税	2事業年度は免税事業者になる。 ※ただし、前年度の期首からの6ヵ月間の課税売上と給与が1,000万円を超えると課税事業者になる。基金は資本金では無いので新設法人(資本金1,000万以上)で課税事業者になることは無い。	個人で免税であれば、無関係。
	税の軽減	個人では最大55%(所得税+住民税)の課税を受けるが、法人は住民税・事業税を合わせても29.74%以下に抑えることができる。	赤字でも地方法人税の均等割を支払う。最低でも7万円から。
	欠損金(損失)の繰越	10年間繰り越すことができる。	個人の所得と通算することはできない。事業所得等で損失が出た場合は3年間のみ繰越可能。
	親族への給与	理事に親族を加えることで、専従者でなくとも理事報酬を支払うことが可能。これにより所得分散が図れ、税の軽減に繋げることが可能。	適正額を上回る部分については、損金不算入。(税務上の用語で経費として認めないという意味)
	自身への給与	給与にすることで「給与所得控除」という収入から控除できる額が自動的に増える。例えば、年収2,000万の場合、給与所得控除は195万円であるため給与所得は1,805万円となる。	事業所得上でも必要経費以外に青色申告特別控除(65万円:電子申告対応時)を受けれたが、この恩恵は受けられない。個人的な借入は給与から賄わなければならない。
	役員退職金	理事を退任するとき役員退職金として支給を受けることが可能。リタイア後の資金として有効。	適正額を上回る部分については、損金不算入。(税務上の用語で経費として認めないという意味)個人事業時代の小規模企業共済は解約しなければならない。
	社会保険の負担	従業員自身、所得保障等(出産手当金など)の受給が可能。	社会保険に強制加入となり、法人負担増。医師国保を継続できない場合には協会けんぽの法人負担増。確定拠出年金の掛金が少なくなる。
	保険スキーム	医療法人契約とした掛け捨て保険により保険料を経費化させることができる。例えば、定期保険等を用いて資金繰りや税負担を分散させたりすることが可能。	個人時代に掛けていた倒産防止共済掛金は解約しなければならない。(解約返戻金は事業所得となる)
	交際費	個人に比べ、交際費の支出額がしやすくなる。	限度額が設けられており、原則800万円以上は法人経費にならない。
	事業拡大	分院開設、介護老人保健施設の設置等が可能。	分院の管理者(常勤医師)は理事に就任しなければならない。また、業務範囲が医療法により制限される。例:法人が不動産収入を得ることでできない。
	対外的信用	対外的信用が増え、持続可能な事業として有能な人材確保等が可能。	医療法人としての「非営利性」をより強く求められる。
	決算日	決算日の選択が可能。(個人であれば12/31が強制的に決算日)例:法人成り1年目の半年間の課税売上高が1千万を超え、かつ半年間の従業員給与が1千万を超える場合は2年目より課税事業者になるため、1年目の事業年度を6月で終わらせてしまい、免税期間を1年と6ヵ月にするなどの利用ができる。	—
	社会保険診療報酬支払基金から入金される診療報酬	源泉徴収がなくなり、毎月の入金額が多くなる。	税金を納めるときに差し引かれる源泉徴収がないため、納税時の資金繰りを管理する必要が生ずる。
	手続き等	—	設立準備段階で個人名義から法人名義に変更する事務及び、毎年決算終了後、都道府県に対しての報告書提出等、事務が煩雑。理事や監事など一定の人材確保が必要かつ、就任要件有り。医療法人をやめ、同じ場所で個人診療所を開設することは原則できない。
	管轄	—	管轄する都道府県による指導・監督がある。2以上の都道府県で診療所等を開設する場合は厚労省管轄となる。
	法人成り後の1年目	—	個人時代に掛けていた小規模企業共済(退職所得)、倒産防止共済(事業所得)が所得税の計算上、一気に収入として計算されるので、1年目の役員報酬はこれらを考慮して設計しなければならない。
	その他	ご自宅を役員社宅として、法人で経費計上できる。(個人の不動産所得が上がるので注意)減価償却費の計上は任意。(個人は強制計上)	医療法人の解散にも都道府県の認可が必要。法人名義のお金を自由に使えない。